

## 平成28年度 第1回浦安市いじめ対策調査委員会 会議録

### 1 開催日時

平成28年7月13日(水) 午後6時00分～午後8時00分

### 2 開催場所

浦安市役所 4階 会議室S6

### 3 出席者

(委員)

川 義郎委員長、黒川雅子副委員長、稲見憲子委員、金子雅文委員、國井輝義委員  
(教育委員会職員)

細田玲子教育長、鈴木忠吉教育総務部部長、石井正幸教育総務部次長、  
小澤力雄教育総務部次長、野崎雄大教育総務課課長、手塚和真指導課課長、  
柴田秀雄保健体育安全課課長、山本伸一教育研究センター所長

(事務局)

臼井基之指導課課長補佐、小澤知也副主査、佐藤淳一副主査

### 4 傍聴者

なし

### 5 議題

- (1) 平成28年度前期における本市のいじめ防止等の取組について
- (2) 平成27年度生徒指導問題行動調査(速報値)について
- (3) 事例協議
- (4) その他

### 6 議事の概要

- (1) 平成28年度前期における本市のいじめ防止等の取組について  
平成28年度前期における本市のいじめ防止等の取組について、事務局から説明した。
- (2) 平成27年度生徒指導問題行動調査(速報値)について  
平成27年度生徒指導問題行動調査(速報値)について、事務局から説明した。
- (3) 事例協議  
本市におけるいじめに係る事例について、事務局から説明した。
- (4) その他  
会議録の作成について、事務局から説明した。

### 7 会議経過

会議に先立ち、千葉県人権擁護委員連合会から推薦のあった新委員「國井輝義委員」へ委嘱状交付を行った。

次に、議題(3)の会議の公開について、非公開で行うことが承認された。

議題について、はじめに、平成28年度前期における本市のいじめ防止等の取組について、事務局から説明した。その際に表明されたおもな意見は次のとおり。

・「うらやすっ子SNSルール中学生サミット」の取組は、いじめの未然防止の取組としても、また、法教育の面からも大変よい取組である。引き続き、取り組んでほしい。

・このサミットに出た生徒が各学校に戻って、どのような取組をしているのか。正に今後の各学校の先生方の指導に関わってくる。どのような形で守らせていくかが今後の課題である。

- ・9中学校の代表者として9名の生徒が集まり、2グループに分かれて協議し、1つの意見にまとめ上げられたことはよい。可能であれば、各学校では、代表となった生徒一人が頑張っているように映らないよう、生徒会という組織で取り組んでいるような形がとれるとよい。
- ・当該「サミット」について、各学校3人ずつ位が出席して定期的に行うようにすれば、一層の教育効果を得ることができるのではないかと考える。

続いて、平成27年度生徒指導問題行動調査（速報値）について、事務局から説明した。その際に表明されたおもな意見は次のとおり。

- ・いじめが「解消」されているとは、どのような状況か。「解消」したように見えて、実は潜在化していることはないか。「下手な言い方をすると、またいじめられてしまう。」と当事者の子どもが思い、敢えて「解消した」と言っているようなケースなど、「解消した」という判断するのが難しい事案があるのではないかと考える。
- ・「いじめ」と表現するより、かつては、「意地悪」や「対人関係のトラブル」などと表現していたものも含めて「いじめ」と解釈されているところがないか。学校現場では、「いじめ」という言葉が徐々に独り歩きをしていることによる大変さも、若干あるのではないかと考える。
- ・マスコミで「いじめ」に係る大きな事件が取り上げられているため、例えば「からかった」に該当する状況について子どもが家庭で「いじめられた」と表現し、保護者がその状況を、自殺に至る大きな事件と同様な事案と理解して、学校へ抗議するようなケースもあるのではないかと考える。
- ・法務省の定義と文部科学省の定義にも、若干のずれがある。小学校1年生の保護者会などで、「学校では『いじめ』についてこのような形で捉えています。」という説明が、むしろあってよい。
- ・かつての「いじめ」の定義で用いられていた「継続的」に着目し、例えば、その内数として「3日以上継続したものが何%」などと分類して示せると、実際にどのような問題が起きているのかがよりわかりやすくなるのではないかと考える。それにより、当該事案が「いじめ」に分類されるものであったか、かつての「意地悪」に分類されるものであったのかを区別できるであろう。
- ・文部科学省による「いじめ」の定義が広がったため、件数も増え、パーセンテージも上がっている。その内数として、継続性のある事案など、真に対応しなければいけないものを示せば、保護者にとってわかりやすいものなる。例えば、「1,000件のうち、本当に大変な事案は何件である。」と表現することが考えられる。このことは、「いじめ」を隠すことにはならない。
- ・「重大事態」と称する事案も含めて「いじめ」がこれほどたくさんあったにも関わらず、「解消」したとするならば、「解消」とは何か、そもそも「いじめ」とは何かと考えたところである。
- ・「重大事態」は、もはや「いじめ」を超え、ほとんど「犯罪」の範疇である。一般的に「いじめ」とは、程度で表現すれば、「意地悪」以上「犯罪」未満のような状況である。その難しい範囲の事案が大きく広がっている。

・暴力行為の発生件数が「5.7倍」の増加になった要因は、具体的にどのようなことなのか。  
平成25・26年度と27年度とを比較すると「発生件数」の状況が極端に異なり、24年度と平成25・26年度とを比較すると、また状況が全く異なっている。

・「カツ」となって、「プチ暴力」に走るような子どもの件数が多いということについて、その地域性（例えば、浦安市の場合、大きく分けて、元町、中町、新町で比較した場合）には、特に有意的な差異はないということで理解した。

・本来ならば言葉で伝えるべきことを言葉で伝えられず、手が出てしまうところが見られるとのことである。この状況への対処の面で、スクールライフカウンセラーの機能については、学級に積極的に足を運び子どもたちの様子を見て見立てをし、できるだけ早く対処するようにしたり、その児童生徒の保護者に対して、学級担任とともに支援したりするなど、多面的な対応をしていただいていると理解した。

続いて、本市における「いじめ」に係る事例について、事務局から説明し、協議を行った。  
(非公開)

最後に、その他として「会議録の作成」について、事務局から説明を行った。

問い合わせ先 教育総務部指導課 担当 臼井  
電話 047-351-1111 (内線) 19212